

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト[管理職用]

1 教職員の意識改革

- 教育委員会からの指導通知等を掲示・配布するだけとしたり，形式的な校内研修になったりしていないか。
- わいせつな行為，セクシュアル・ハラスメント，飲酒運転等の交通違反・事故など，個別の課題について，時機を捉えて適切に指導を行っているか。
- 人間関係の悪化の懸念などを理由に，教職員への指導を避けてはいないか。
- 教職員の不祥事は，他の学校のこと，他人事との意識がないか。
- 生徒，保護者，県民からの厳しい視線が注がれていることを認識しているか。

2 教職員・校内の状況把握

- 校務分掌等について，適切な配置や分担が行われたり，教職員一人一人の能力，特性，健康状態などの把握に努めているか。
- 日頃から，個々の授業や生徒指導，部活動等の状況の把握に努めているか。
- 日常の業務管理を適切に行っているか。
- 課題を抱えていると思われる教職員に対し，継続的な指導・観察を行っているか。
- 力があり，生徒にも信頼されている先生だからと安心し，問題を見過ごしてしまっていないか。
- 校内に，教職員の目が行き届きにくい空間はないか。
- 特別教室や教科準備室等が，特定の教職員のための個室的な使われ方をしていないか。

3 教職員間の協力体制

- 教科，学年等を越えた教職員の協力体制が機能しているか。
- 明るく風通しのよい職場づくりを行い，教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い，支え合うような雰囲気醸成されているか。
- 様々な校務や児童生徒の問題等について，一人の教員が抱え込む状況になっているところはないか。
- 教職員に日常的に声をかけたり，気軽に教職員からの悩みなどの相談に応じているか。
- 教職員からの提案や意見などに対して適切に対応しているか。
- 悪い情報ほど迅速に管理職に伝わるよう徹底されているか。

4 児童生徒への指導体制の在り方

- 指導の困難な児童生徒を特定の教員だけに任せず、管理職として適時の相談・指導を行っているか。
- 生徒指導等の明文化された校内ルールがあり、教職員全員で共通理解が図られているか。
- 児童生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員や同性の教職員で対応するなどの配慮をしているか。
- 児童生徒に1対1で指導を行う場合は、事前事後において、管理職や生徒指導主事、学年主任等への連絡・報告を行っているか。

5 学校としての相談体制の在り方

- わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメント、体罰などについて、児童生徒や教職員からの訴えや相談が行われやすい状況となっているか。
- 校内ルールや学校における相談窓口、学校以外の相談窓口を、児童生徒や保護者に周知しているか。

6 家庭や地域との情報交換

- 何事も、学校内部だけで解決しようという意識がないか。
- 保護者等との情報や意見の交換が円滑に行われているか。
- 日頃から地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制をとっているか。

7 教育委員会との連絡

- 教育委員会への報告・連絡・相談等を迅速かつ的確に行っているか。